

平成28年度小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

- 議案1 平成28年度小樽市一般会計予算
- 議案2 平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
- 議案3 平成28年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
- 議案4 平成28年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
- 議案5 平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案6 平成28年度小樽市住宅事業特別会計予算
- 議案7 平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
- 議案8 平成28年度小樽市介護保険事業特別会計予算
- 議案9 平成28年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
- 議案10 平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案11 平成28年度小樽市病院事業会計予算
- 議案12 平成28年度小樽市水道事業会計予算
- 議案13 平成28年度小樽市下水道事業会計予算
- 議案14 平成28年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
- 議案15 平成27年度小樽市一般会計補正予算(先議予定)
- 議案16 平成27年度小樽市一般会計補正予算
- 議案17 平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案18 平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案19 平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案20 平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
- 議案21 平成27年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案22 平成27年度小樽市病院事業会計補正予算
- 議案23 平成27年度小樽市水道事業会計補正予算

## (条例案その他の議案)

### 議案24 小樽市建築審査会条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正（平成27年6月26日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、建築審査会の委員の任期について規定するほか、所要の改正を行うもの

施行期日 平成28年4月1日

### 議案25 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案

行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、審理員による審理手続の適用除外について規定するとともに、所要の改正を行うもの

《改正条例》

- ① 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ② 小樽市情報公開条例
- ③ 小樽市個人情報保護条例
- ④ 小樽市行政手続条例
- ⑤ 小樽市職員退職手当支給条例

施行期日 平成28年4月1日

### 議案26 小樽市行政不服審査に関する条例案

行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、行政不服審査会の組織及び運営のほか、審査請求等に関し必要な事項を定めるもの

《制定内容》

- ① 審理員、行政不服審査会等に提出された資料の交付に係る手数料を無料とする。
- ② 行政不服審査会の委員の人数、任期等のほか、運営に必要な事項を定める。

施行期日 平成28年4月1日

### 議案27 小樽市空家等対策会議条例案

空家等に係る対策に関し必要な事項を審議する附属機関として空家等対策会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案28 小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例**

地方公務員法の一部改正（平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行）により、分限処分要件の一部が明確化されたことに伴い、当該規定を削除するとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案29 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案**

平成28年度における職員の派遣に当たり、その派遣先の団体における勤務時間が職員の勤務時間に満たない場合の取扱いを定めるとともに、地方公務員法の一部改正（平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案30 小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案**

地方公務員法の一部改正（平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行）及び行政不服審査法の全部改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 地方公務員法の一部改正関係  
公表事項の変更 人事評価及び退職管理…追加 勤務評定…削除
- ② 行政不服審査法の全部改正関係  
不服申立ての手続が審査請求に一元化されることに伴う文言整理
- ③ 所要の改正

施行期日 平成28年4月1日

**議案31 小樽市職員の退職管理に関する条例案**

地方公務員法の一部改正（平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもの

《制定内容》

- ① 再就職者による依頼等の規制範囲の拡大  
地方公務員法により部長職に課される規制の範囲を次長職及び課長職に拡大する。
- ② 任命権者への届出の義務化  
管理職の地位に就いていた職員が、退職後、営利企業等の地位に就いた場合の任命権者への届出を義務付ける。

施行期日 平成28年4月1日

**議案32 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案**

特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当について、職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、その引上げ分に相当する減額措置を講ずるもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案33 旧制度に基づく小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例案**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により従前の例により在職していた教育長が教育委員会委員としての職を辞したことに伴い、当該旧制度に基づく教育長の給与、勤務時間等について定める条例を廃止するもの

施行期日 公布の日

**議案34 小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案**

非常勤職員が受ける日額報酬の支給対象期間の変更に伴い、所要の改正を行うもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案（先議予定）**

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び期末手当の支給割合を改定するもの

① 職員給与条例の一部改正

《人事院勧告に準ずる給料表の改定（平均改定率0.4%）》

平成27年度分の差額及び諸手当の増額分は追加支給。ただし、平成27年4月からの現給保障の経過措置適用者で、新給料表の額が現給保障額を下回る場合は、引き続き現給保障額を支給する。

《勤勉手当の支給割合の改定》

（職員）

100分の75→100分の80（平成27年度分は6月分100分の75、12月分100分の85）

（再任用職員）

100分の35→100分の37.5（平成27年度分は6月分100分の35、12月分100分の40）

② 職員給与条例及び職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正

附則において段階的に引き上げることとしていた地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額を平成28年度から本則で定める支給割合（東京事務所職員20%、医師・歯科医師16%）及び支給額（月額30,000円）とする。

③ 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じて病院事業管理者の期末手当を次表のとおり改定する。

(現 行)

在職期間	基準日 6/1	基準日 12/1
6月	100分の197.5	100分の212.5
5月以上6月未満	100分の158	100分の170
3月以上5月未満	100分の118.5	100分の127.5
3月未満	100分の59.25	100分の63.75

(改正後)

在職期間	平成27年度	平成28年度～	
	基準日 12/1	基準日 6/1	基準日 12/1
6月	100分の222.5	100分の202.5	100分の217.5
5月以上6月未満	100分の178	100分の162	100分の174
3月以上5月未満	100分の133.5	100分の121.5	100分の130.5
3月未満	100分の66.75	100分の60.75	100分の65.25

施行期日 公布の日（平成27年4月1日から適用）。ただし、平成28年度実施分については、平成28年4月1日（②は公布の日）

※ 本条例改正に伴う平成27年度の予算措置については、既定予算内で対応するもの

議案36 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

地方公務員法の一部改正（平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行）及び行政不服審査法の全部改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、人事評価制度を導入するほか、所要の改正を行うとともに、地域手当及び寒冷地手当の支給対象をそれぞれ変更するもの

《改正内容》

- ① 人事評価制度の導入に伴い、職員の昇給及び勤勉手当の支給において、直近の人事評価の結果を反映させることとする。
- ② 等級別基準職務表を追加し、職務の級ごとの標準的な職務を定める。
- ③ 派遣等により勤務地が札幌市内である職員に対し、地域手当を支給することとする。
- ④ 総務部東京事務所に勤務する職員の寒冷地手当を原則不支給とする。
- ⑤ 所要の改正

施行期日 平成28年4月1日

**議案37 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案**

地方公務員災害補償法施行令の一部改正（平成28年1月22日公布、同年4月1日施行）に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合（障害基礎年金が支給される場合を除く。）の調整率を改定するもの

損害補償の種類	併給される年金たる給付	調整率	
		現 行	改正後
傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86	0.88
休業補償		0.86	0.88

施行期日 平成28年4月1日

**議案38 小樽市税条例の一部を改正する条例案**

平成28年度税制改正の大綱において個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

市民税及び特別土地保有税の減免申請書の記載事項から個人番号を削除

施行期日 公布の日

**議案39 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日公布、平成28年4月1日施行）の施行等に伴い、エネルギー消費性能向上計画等の認定及び既存建築物の増改築に伴う長期優良住宅の認定に係る申請手数料を設けるもの

《改正内容》

① 長期優良住宅新築等計画認定申請手数料（増改築）

（例）1戸の場合

75,000円（登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合 26,000円）

※ 併せて建築基準法関係規定の適合に係る申出（確認申請に相当するもの）をする場合にあっては、確認申請手数料相当分（必要があるときは、構造計算適合性判定に準ずる判定に係る加算金額を含む。）を加算する（②から⑤までにおいて同じ）。

② 長期優良住宅新築等計画変更認定申請手数料（増改築）

（例）1戸の場合

43,000円（登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合 18,000円）

③ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(例) 1戸(200㎡以内)の場合

36,000円(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合 7,000円)

④ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(例) 1戸(200㎡以内)の場合

21,000円(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合 7,000円)

⑤ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(例) 1戸(200㎡以内)の場合

36,000円(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合 7,000円)

施行期日 平成28年4月1日

議案40 小樽市重度心身障害者医療費助成条例案

医療助成制度に係る条例の規定の整備を行うため、重度心身障害者の医療費の助成について個別に条例を制定するもの

施行期日 平成28年8月1日

議案41 小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例案

医療助成制度に係る条例の規定の整備を行うため、ひとり親家庭等の医療費の助成について個別に条例を制定するもの

施行期日 平成28年8月1日

議案42 小樽市こども医療費助成条例案

医療助成制度に係る条例の規定の整備を行うため、こどもの医療費の助成について個別に条例を制定するもの

《助成範囲の拡大》

(現行) 小学生は入院と指定訪問看護に係る医療費のみが助成対象

(改正後) 小学生まで入院、入院外の区別なく助成対象とする。

施行期日 平成28年8月1日

**議案43 小樽市福祉医療助成条例を廃止する条例案**

重度心身障害者医療費助成条例、ひとり親家庭等医療費助成条例及びこども医療費助成条例を制定することに伴い、既存の条例を廃止するもの

施行期日 平成28年8月1日

**議案44 小樽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案**

消費者安全法の一部改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるもの

※リンク方式を採用

① 基準内閣府令 消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）

② 独自基準 なし

施行期日 平成28年4月1日

**議案45 小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案**

犬の捕獲業務の一部を業務委託するに当たり、職員以外の者に犬の捕獲業務を行わせることができるようにするもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案46 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案**

国民健康保険法施行令の一部改正（平成28年1月29日公布、同年4月1日施行）に準じ、低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲を拡大するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 低所得者の国民健康保険料について、5割軽減及び2割軽減の対象とする世帯の軽減判定所得を引き上げ、対象者の範囲を拡大する。

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行（平成25年5月31日公布、平成28年1月1日施行等）に伴う所要の改正

施行期日 平成28年4月1日（②は公布の日）

#### 議案47 小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

介護予防・日常生活支援総合事業等を前倒して実施するもの

① 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

平成30年3月31日まで実施延期 → 平成28年4月1日から実施

② 認知症施策の推進

平成30年3月31日まで実施延期 → 平成28年4月1日から実施

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年3月31日まで実施延期 → 平成28年10月1日から実施

施行期日 ①及び②…平成28年4月1日 ③…同年10月1日

#### 議案48 小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（平成28年2月5日公布、同年4月1日施行）に伴い、指定認知症対応型通所介護事業者等に運営推進会議の設置を義務付けるほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）

- ① 基本取扱方針の規定における指定認知症対応型通所介護事業者の定義を追加
- ② 地域との連携や運営の透明性を確保するために「運営推進会議」の設置を義務付け
- ③ 指定認知症対応型通所介護事業者が行う記録の整備事項として、運営推進会議に係るものを追加

施行期日 平成28年4月1日

#### 議案49 小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正（平成27年6月24日公布、平成28年6月23日施行）に準じ、特別用途地区における建築制限の見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部改正（平成27年6月24日公布、平成28年6月23日施行等）により、「ダンスホール」と「ナイトクラブ」が風俗営業施設から除かれたことに伴う改正

- ① ダンスホールを特別用途地区内における建築物の制限の対象から除外
- ② 特別用途地区内のナイトクラブの制限の規定箇所の見直し
- ③ 所要の改正（文言整理）

施行期日 ①及び③…公布の日 ②…平成28年6月23日

**議案50 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案**

学校教育法の一部改正（平成27年6月24日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、新たに制度化された義務教育学校についての規定を追加するとともに、建築基準法施行令の一部改正（平成28年1月15日公布、平成28年6月1日施行）に伴うもののほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 義務教育学校が新たに制度化されたことによる文言の追加
- ② 建築基準法施行令の一部改正による引用条項の修正
- ③ 所要の改正（引用条項の修正）

施行期日 ①…平成28年4月1日 ②…平成28年6月1日 ③…公布の日

**議案51 小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案**

公営企業管理者の給与の額等に職員給与条例の一部改正条例の附則の規定を準用することを明確にするとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 公布の日

**議案52 小樽市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例案**

学校教育法の一部改正（平成27年6月24日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、新たに制度化された義務教育学校を学校の定義に追加するもの

施行期日 平成28年4月1日

**議案53 小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案**

望洋シャンツェを廃止するもの

施行期日 平成28年4月1日

#### 議案54 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（平成27年11月13日公布、平成28年4月1日施行）に伴い、新たに対象となる設備及び器具に係る離隔距離を規定するとともに、所要の改正を行うもの

##### 《改正内容》

- ① グリドル付こんろの離隔距離を規定
- ② 入力値が5.8kw以下の電磁誘導加熱式調理器の離隔距離を規定
- ③ 電気こんろ、電気レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合
- ④ 所要の改正（文言整理）

施行期日 平成28年4月1日

#### 議案55 工事請負契約について

工 事 名 称 （仮称）消防署オタモイ出張所新築工事

契 約 金 額 2億736万円

契約の相手方 小樽市有幌町2番16号

西條・小杉共同企業体

#### 議案56 小樽市過疎地域自立促進市町村計画について

【資料1】

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を定めるもの

#### 議案57 市道路線の認定について

【資料2】

- (路線名) 住吉神社上通線  
真栄川沿横小路線  
若竹団地小路線  
若竹公園通線  
桜7号上通線  
朝里橋パークタウン裏通線

#### 議案58 小樽市教育委員会教育長の任命について（先議予定）

林 秀 樹 氏 平成28年2月27日任命予定者

(上 林 猛 氏 平成28年1月31日辞任)